

特記仕様書

委託業務番号 令和８年度 第２３５号
委託業務名称 エコパーク湖北焼却灰等運搬業務
委託業務場所 滋賀県長浜市木尾町１２２４番地
湖北広域行政事務センターエコパーク湖北
委託業務期間 令和１０年４月１日から令和１３年３月３１日まで
(運搬業務期間)

第１ 本業務の施工にあたっては、「一般土木工事等共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）、「一般土木工事等共通仕様書付則」（以下、「付則」という。）および「現場技術業務委託共通仕様書（滋賀県土木交通部）」（以下、「委託共通仕様書」という。）および本特記仕様書によるものとする。

第２ 共通仕様書、付則および委託共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

（一般事項）

第１条 湖北広域行政事務センター（以下「甲」という。）の監督職員がその権限（指示・承諾・協議等）を行使する場合は、指示票、業務記録簿等の書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督職員が委託業務の受託者（以下「乙」という。）に対し口頭による指示等を行った場合には、乙は、その指示等に従うものとし、後日書面により監督職員と乙の両者が指示内容等を確認するものとする。

（業務管理）

第２条

１ 安全管理

乙は、委託業務の遂行にあたっては、次の各号の定めるところにより安全管理に努めなければならない。

- (１) 乙は、委託業務遂行にあたっては、労働安全衛生法等関係法令の定めるところにより常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努めなければならない。
また、車両運行の際は、道路交通法等関係法令を遵守し常に安全運転を心がけなければならない。
- (２) 乙は「ダイオキシン類ばく露防止対策」その他関係法令に基づき、常に安全教育に努めなければならない。
- (３) 乙は、災害防止を図るため、常に安全対策を明確にし、乙の責任においてこれを実施しなければならない。
- (４) 乙は、委託業務遂行にあたり、作業環境やダイオキシン類ばく露防止等に関し、業

務従事者への必要な保安対策を行うとともに、適切な業務方法の選択ならびに保護具類の選定、使用装着などの措置および配置、割当を行わなければならない。

(5) 乙は、委託業務遂行にあたり、安全管理上の障害が発生した場合には、直ちに応急措置を講じるとともに、甲に連絡し、その指示に従わなければならない。

(6) 乙は、台風、地震等不慮の緊急事態に迅速に対応できるよう常に体制を確立しておかなければならない。

2 業務管理

乙の業務従事者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 責任者は、甲の監督職員の指示に従い、委託業務を適正に処理するものとする。

(2) 委託設備の操作運転にあたっては、善良な管理者の注意をもってこれを行わなければならない。

(3) 乙は、委託業務実績を明らかにするために、甲の定めた日常点検記録等を作成し、それぞれ甲の指定する日までに甲に報告しなければならない。

(4) 乙は、委託業務従事者の労務管理については、別紙、委託業務内容書の第14項に基づき適切に行うものとする。

(5) 乙は、委託業務の適正な遂行を図るため、甲の監督職員、担当職員との連携を密にするとともに、職場秩序の保持に最善を尽くすものとする。

(疑義の解釈)

第3条 設計図書に定める事項について、疑義が生じた場合の解釈および本業務上の細目については、当該委託を担当する監督職員の指示に従わなければならない。

(工事等対象物の管理義務)

第4条 委託業務が完了し、引き渡し完了まで業務必要材料等の対象物の保管責任は乙とする。

(業務終了後の処理)

第5条 委託業務が終了したときは、乙は速やかに不要材料および仮設物を処分もしくは撤去し、清掃しなければならない。

(守秘義務)

第6条 乙は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

その他特記事項

(損害賠償)

業務の施工に伴い通常発生する物件等の破損の補修費および騒音・振動・濁水・交通障害等による事業損失にかかる補償は乙の負担において行わなければならない。

また、本業務完了後においても明らかに本業務に起因する物件および構造物等の破損の補償および修理は、すべて乙の負担で行わなければならない。

業務内容

第1 業務概要

本業務は、湖北広域行政事務センターエコパーク湖北熱回収施設（長浜市木尾町12番地）から排出される焼却灰及びばいじん処理物（以下「焼却灰等」という。）を湖北広域行政事務センターが指示する搬入先への運搬を行うものである。

なお、業務内容は別紙のとおりとし、その内容書を十分精査、熟知のうえ当該委託業務を遂行するものとする。